

下水道排水設備工事責任技術者『異動届』の手続方法

手続きが必要な方

公益財団法人山梨県下水道公社に登録されている責任技術者で、住所や氏名、住居表示事業に伴い住居表示が変わった方（ただし、市町村合併により住居表示が変更された場合を除きます。）

手続きの方法

以下に記載の手続きに必要な書類を、公益財団法人山梨県下水道公社に届けてください。

■手続きに必要な書類

①責任技術者異動届(1部)

指定の様式（第6号様式）に「年月日」（届け出の日）、「登録番号」（責任技術者証に記載の登録番号）、「氏名」（現在の氏名）、「異動のあった新旧の住所など」を記入し、捺印してください。（様式は3ページ目のものです。）

②責任技術者証(1枚)

現在、所持されている責任技術者証です。

③住民票の写し または 戸籍抄本(1部)(いずれもコピー不可)

住所変更の場合は「住民票の写し」、氏名変更の場合は「戸籍抄本」が必要となります。住民票の写しは、個人番号が記載されていないものに限ります。

住居表示変更の場合は「住民票の写し」又は「住居表示通知書」が必要となります。

④在留カードの写し または 特別永住者証明書の写し(1部) ※外国籍の方

外国籍の方は②の書類に加えて、「在留カードの写し」または「特別永住者証明書の写し」が必要となります。

裏面に住所等の変更履歴が記載されている場合は、裏面の写しも必要となります。

⑤返送用の封筒(定形郵便物) 及び 郵便切手460円分(1式) ※郵送で届け出を行う方

郵送で届け出を行う方のみ必要となります。

返送用の封筒（定形郵便物のサイズ）にご本人宛の住所などを記載し、460円分（簡易書留郵便料金）の郵便切手を貼り付けてください。なお、郵便料金は改定される場合があるため、ご注意ください。

(次頁に続く)

■届け出の方法

○持参する場合(交付時間 約30分)

あらかじめ電話連絡により下記の届け出先担当者の予定を確認のうえ、手続きに必要な書類を届け出先まで持参してください。なお、その場で新しい責任技術者証を手渡しすることから、責任技術者本人が来所してください。

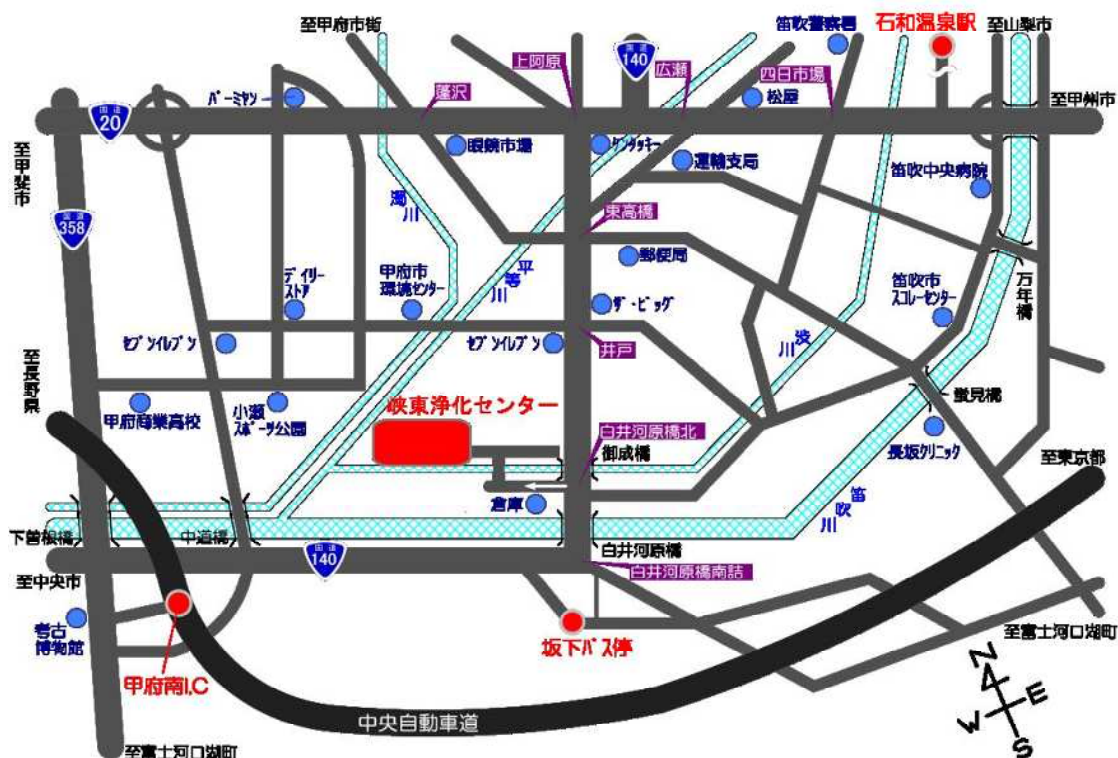
○郵送する場合(交付時間 1週間程度)

手続きに必要な書類を『簡易書留郵便』にて、下記の届け出先まで郵送してください。手続き書類受領後、1週間程度で新しい責任技術者証を『簡易書留郵便』にて返送いたします。なお、新しい責任技術者証が2週間以内に届かない場合には、届け出先担当までご連絡ください。

■届け出先

公益財団法人山梨県下水道公社 事務局業務グループ TEL 055-263-2738
〒406-0046 山梨県笛吹市石和町東油川字北畑417番地（峡東浄化センター内）
受付時間 月曜日から金曜日の平日（祝祭日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

－ 案 内 図 －



年 月 日

責任技術者

住所氏名勤務先

異動届

公益財団法人山梨県下水道公社理事長 様

登録番号 第 号

氏 名 印

新住所	〒			
	電話番号	(自宅)	- -	
		(携帯)	- -	
旧住所	〒			
	電話番号	(自宅)	- -	
		(携帯)	- -	
ふりがな 新氏名			ふりがな 旧氏名	
新勤務先	名 称			
	所 在 地	〒		
	電話番号	- -		
前勤務先	名 称			
	所 在 地	〒		
	電話番号	- -		

[添付書類等]
氏名及び住所又は住所表示の変更の場合
① 責任技術者証
② 住民票の写しまたは戸籍抄本（コピー不可） ※異動内容が確認できるもの
③ 在留カードの写しまたは特別永住者証明書の写し ※外国籍の方のみ